

高 情 審 答 申 第 3 4 号

平 成 2 0 年 9 月 3 0 日

高松市監査委員 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成16年8月12日付け高監委第157号、同月31日付け高監委第173号、同年9月21日付け高監委第220号、平成18年8月25日付け高監委第204号および平成19年9月4日付け高監委第170号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

これらの事案は、論点および処分内容が共通することから、一括して答申するものです。

1 審査会の結論

実施機関（高松市監査委員をいう。以下同じ。）が公開、一部公開および非公開（行政文書不存在を含む。）とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【平成16年7月12日付け公開請求（高監委第157号の諮問に係るもの）】

- （1） 高松市瀬戸内漁協に無償使用させている高松市所有地に関する住民監査請求に係る住民監査請求書およびそれに対する監査結果報告書の全部（事実証明書を含む。）

(2) サポート高松のビル入居者に対する家賃補助に関する住民監査請求に係る住民監査請求書およびそれに対する監査結果報告書の全部（事実証明書を含む。）

(3) 上記（1）および（2）の住民監査請求に対する監査の実施に際して取得しおよび作成した一切の文書その他の資料（陳述の一切の記録・録音テープ，証拠書類，監査委員会議の議事録その他の議事の内容を記録した一切の文書を含む。）

(4) 上記（1）および（2）の住民監査請求に対する監査を実施した監査委員の経歴を記載した一切の文書その他の資料

平成16年7月23日：実施機関が公開，一部公開および非公開（行政文書不存在含む。）の決定

平成16年8月3日：請求人からの異議申立書を受付

【平成16年7月25日付け公開請求（高監委第173号の諮問に係るもの）】

(1) 本件公開請求到達日までの各年度ごとの次の件数の分かる資料（複数ある場合は一種類だけでよい）

ア 住民監査請求件数

イ 住民監査請求のうち，勧告をした件数

ウ 住民監査請求のうち，棄却をした件数

エ 住民監査請求のうち，却下をした件数

オ 住民監査請求のうち，取り下げのあった件数

カ 住民監査請求のうち，アないしオ以外の件数およびその内容の分かる資料

(2) 競輪局の食糧費に係る公金支出に関する住民監査請求についての住民監査請求書，それに対する監査結果報告書（事実証明書を含む。）ならびに本件監査の実施に際して取得しおよび作成した一切の文書その他の資料（録音テープ，監査委員会議の議事録その他の議事の内容を記録した一切の文書その他の資料を含む。）

平成16年8月4日：実施機関が公開，一部公開および非公開（行政文書

不存在)の決定

平成16年8月13日：請求人からの異議申立書を受付

【平成16年8月12日付け公開請求（高監委第220号の諮問に係るもの）】

住民監査請求に対して「勧告」をした事案に係る

- (1) 当該住民監査請求書および事実証明書の一部
- (2) 当該住民監査請求に対する監査結果報告書の一部
- (3) その他の関連する一切の書類

平成16年8月25日：実施機関が公開および一部公開の決定

平成16年9月1日：請求人からの異議申立書を受付

【平成18年7月26日付け公開請求（高監委第204号の諮問に係るもの）】

- (1) 平成17年4月1日以降に提出された住民監査請求書の受理に伴う監査の実施についての関係部局等への通知に係る通知文書控えおよび当該各通知に係る起案文書の全部
- (2) 平成18年4月1日以降に提出された住民監査請求書の受理に伴う監査の実施に関連して関係部局等から提出された書類の全部

平成18年8月9日：実施機関が一部公開および非公開の決定

平成18年8月14日：請求人からの異議申立書を受付

【平成19年8月10日付け公開請求（高監委第170号の諮問に係るもの）】

- (1) 平成19年6月1日以降の監査委員の出席した一切の会議の記録（会議録その他の名称の如何は問わない）の全部
- (2) 平成19年6月1日以降に監査委員に提出された請願書の全部

平成19年8月24日：実施機関が一部公開および非公開（行政文書不
在を含む。）の決定

平成19年8月27日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。

【高監委第170号の諮問に係るもの】

さらに、監査委員会議の記録が一切不存在とは考えられない。監査委員および監査事務局の公務員が会議に出席して何らかの記録はとっているのである。

- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

【高監委第157号の諮問に係るもの】

- (1) 住民監査請求に係る受付・受理の決定・受理に伴う監査の実施・個別外部監査に係る文書の非公開部分について

非公開部分は、住民監査請求人の職業、電話番号、FAX番号、印影および団体代表者の印影である。

住民監査請求については、地方自治法242条4項において「監査委員は、監査を行い、請求に理由が無いと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは（中略）当該内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。」と規定されており、適法なものと受理した監査請求は、その監査結果について公表することが義務づけられている。そして、住民監査請求人の住所および氏名は、監査

結果の中で公表されるため、当該請求人の氏名および住所は公にすることが予定されている。

しかしながら、住民監査請求人の職業、電話番号、FAX番号、印影については、公表は義務づけられておらず、公にされることはない。

そのため、住民監査請求人の職業、電話番号、FAX番号、印影については、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

団体代表者の印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないといえなから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

- (2) 住民監査請求に対する意見等の受理、住民監査請求に伴う請求人の陳述内容、住民監査請求により認められた事実の報告に係る文書を非公開としたことについて

当該文書は、地方自治法の規定に基づき、監査委員が実施した住民監査請求に係る事務の執行に関し、監査対象部局から提出された文書、請求人による監査委員への陳述内容、監査対象部局からの事情聴取に基づく記録であって、監査委員の内部における意思決定過程において作成したものであり、監査委員は、関係人との信頼関係に基づいて資料の収集や調査を行っている上に、争点が類型化されることにより監査の機能不全を防止することが必要であって、これを公開することにより、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、条例7条5号アに該当し非公開が相当である。

- (3) 録音テープ、監査委員会議の議事録その他の議事の内容を記録した一切の文書を非公開（行政文書不存在）としたことについて

監査委員は他の行政委員会と異なり、独任制の機関として構成されているが、平成3年の地方自治法の改正により、監査の慎重な実施を期するとともに、監査の社会的信頼を確保するため、監査結果の報告の決定または意見の決定については、監査委員の合議によるものとされた。しかし、その決定を行うため開催する会議に係る記録の作成につ

いては，法にその作成について規定が無いことから，監査委員会議の記録その他の議事の内容を記録したものは作成しておらず，行政文書は不存在である。

なお，監査対象部局からの事情聴取，請求人による監査委員への陳述に関する記録については，住民訴訟の際に，証拠となることも想定されることから，より正確な記録を作成するため，補助的手段としてテープ録音を実施しているが，当該記録が完成した後，録音内容は消去していることから，行政文書としては不存在である。

【高監委第１７３号の諮問に係るもの】

（１） 住民監査請求に係る受付・受理の決定・受理に伴う監査の実施・個別外部監査に係る文書の非公開部分について

非公開部分は，住民監査請求人の職業，電話番号，印影，団体代表者の印影および金融機関情報である。

住民監査請求人の職業，電話番号，印影および団体代表者の印影に係る非公開理由については，前述の高監委第１５７号の諮問に係るものの非公開理由（１）と同じ。

団体の金融機関情報については，事業に係る金銭の出納に関する事項であり，誰に開示するかは，当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。したがって，当人の意思に基づかずして，取引関係にない一般市民にまでこれを公開することは，当人が予定しているとは到底言い得ないことから，これを公開することは当該団体の正当な利益を害するおそれがあるため，条例７条２号に該当し非公開が相当である。

（２） 住民監査請求に対する意見等の受理，住民監査請求により認められた事実の報告に係る文書を非公開としたことおよび録音テープ，監査委員会議の議事録その他の議事の内容を記録した一切の文書を非公開（行政文書不存在）としたことについて

非公開理由については，前述の高監委第１５７号の諮問に係るものの非公開理由（２）および（３）と同じ。

【高監委第 2 2 0 号の諮問に係るもの】

- (1) 住民監査請求に係る受付・受理の決定・受理に伴う監査の実施・個別外部監査に係る文書の非公開部分について

非公開部分は、住民監査請求人の職業、印影、個人（住民監査対象者）の氏名、住所、職業である。

住民監査請求人の職業、印影に係る非公開理由については、前述の高監委第 1 5 7 号の諮問に係るものの非公開理由（1）と同じ。

個人（住民監査対象者）の氏名、住所、職業については、その記述または他の情報と照合することにより特定の個人が識別できるものであり、条例 7 条 1 号に該当し非公開が相当である。

【高監委第 2 0 4 号の諮問に係るもの】

- (1) 住民監査請求の受理に伴う監査の実施に係る文書の非公開部分について

非公開部分は、住民監査請求人の職業、電話番号、印影、個人の印影および団体代表者の印影である。

住民監査請求人の職業、電話番号、印影および団体代表者の印影に係る非公開理由については、前述の高監委第 1 5 7 号の諮問に係るものの非公開理由（1）と同じ。

個人の印影については、個人に関する情報であり、条例 7 条 1 号に該当し非公開が相当である。

- (2) 住民監査請求に対する意見等の受理に係る文書を非公開としたことについて

非公開理由については、前述の高監委第 1 5 7 号の諮問に係るものの非公開理由（2）と同じ。

【高監委第 1 7 0 号の諮問に係るもの】

- (1) 監査委員事務引継書の非公開部分について

非公開部分は、却下した住民監査請求の請求人の氏名、職員コードおよび職員の年齢である。

住民監査請求については、既に述べたとおり、適法なものとして受理した監査請求は、その監査結果について公表することが義務づけられており、住民監査請求人の住所および氏名は、監査結果の中で公表されるため、当該請求人の氏名および住所は公にすることが予定されている。

しかしながら、却下は、請求事実の中身に立ち至って調査するまでも無く、手続上に不備があるため請求を退ける場合で、公表は義務づけられておらず、住民監査請求人の氏名および住所は公にされることはない。

そのため、住民監査請求人の氏名および住所については、特定の個人が識別できるものである。

また、条例7条1号では、公務員の職務に係る情報に含まれるその公務員の職、氏名、職務遂行の内容に係る部分を、非公開情報から除外しているが、職員の年齢については、職務遂行に関する情報に当たらないと解することから、非公開情報（個人情報）に該当するものと解釈できる。職員コードは、人事管理を始め、給与支給事務、健康診断業務等、職員の管理部門において広く利用されていることから、これを公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

（２） 請願書の非公開部分について

当該文書は、請求人に対し、住民監査請求を却下する旨を通知したことに対する照会文書である。

非公開部分は、個人の住所、氏名、電話番号、FAX番号、職業、印影であり、却下された住民監査請求人の個人識別情報として、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

（３） 都市整備部定期監査事情聴取、公営企業会計決算審査事情聴取、一般・特別会計歳入歳出決算審査事情聴取、例規検索システム（庁内LAN 対応版）用例規データ入力・管理委託に伴う契約締結に関する住民監査請求事情聴取に係る文書を非公開としたことについて

当該文書は、地方自治法の規定に基づき、監査委員が実施した定期監

査をはじめ、決算審査、住民監査請求に係る事務に関し、監査対象部局からの事情聴取記録であって、監査委員の内部における意思決定過程において作成したものであり、非公開理由については、前述の高監委第157号の諮問に係るものの非公開理由（2）と同じ。

- （4） 監査委員会議の記録を非公開（行政文書不存在）としたことについて
非公開理由については、前述の高監委第157号の諮問に係るものの非公開理由（3）と同じ。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

それぞれの案件の決定において、全部公開したものと一部公開および非公開（行政文書不存在含む。）としたものがあり、実施機関が非公開とした情報は別表1のとおりである。以下、一部公開および非公開とした部分について検討する。

- （1） 地方自治法の規定に基づき公表されている住民監査請求人の情報のうち、公表されていない職業、電話番号、FAX番号、印影について

これらの情報は、個人に関する情報であり、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例7条1号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

- （2） 個人（住民監査対象者）の氏名、住所、職業、個人の印影および却下した住民監査請求の請求人の氏名、住所、電話番号、FAX番号、職業、印影について

これらは、住民監査請求に関する情報ではあるが、地方自治法の規定に基づく公表が義務付けられていない情報であり、条例7条1号に該当し、個人に関する情報および特定の個人を識別できる情報として実施機関が非公開とした処分は相当である。

- （3） 職員コードおよび職員の年齢について

これらの情報は、公務員の情報ではあるが、年齢については、職務遂

行に関する情報に当たらないと解するべきである。

また、職員コードについては、人事管理をはじめ、給与や健康診断の情報に直結し、これを公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるとの実施機関の説明に不合理な点はなく、それぞれ条例7条1号に該当し非公開とした処分は相当である。

(4) 法人等の印影について

法人等の印影と思われる部分は、事実証明書の一部であり、住民監査請求人から提出された時点で黒塗りされていたものである。

(5) 金融機関情報について

金融機関情報については、事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。したがって、当人の意思に基づかずして、取引関係にない一般市民にまでこれを公開することは、当人が予定していることとは到底言い得ない。そうだとすれば、これを公開することは、当人の正当な利益を害すると認められるから、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(6) 住民監査請求に対する意見等の受理、住民監査請求に伴う請求人の陳述内容、住民監査請求により認められた事実の報告に係る文書、都市整備部定期監査事情聴取、公営企業会計決算審査事情聴取、一般・特別会計歳入歳出決算審査事情聴取および例規検索システム（庁内 LAN 対応版）用例規データ入力・管理委託に伴う契約締結に関する住民監査請求事情聴取に係る文書について

これらの監査対象部局から提出された文書および事情聴取内容については、そもそも監査の目的を監査対象部局が尊重し、ありのままの実態を監査委員に説明したものである。監査委員はその事情聴取自体が非公開であることを前提に、実施機関に協力を依頼し、職務上の権限により書類の提出命令および調査権を行使している。住民監査結果については公表することとなっているが、調査の際に知り得た情報について、監査委員は守秘義務を有している。

また、監査の過程において、どのような項目をどのような調査方法に

より聞き取り，または分析されるものであるのかが公になると，今後の監査における厳正な対応に支障をきたすおそれがあり，正確な事実の把握を困難にすることも理解できることから，条例７条５号アに該当し，これらの情報については非公開が相当である。

（７） 行政文書（録音テープ，監査委員会議の議事録その他の議事の内容を記録した一切の文書）不存在の可否について

実施機関は，録音テープについては，その目的が正確な事情聴取記録を作成するためのもので，当該記録が作成された後は随時抹消しているとのことであり，また，監査委員会議の議事録については作成していないとのことであった。

この点，当該文書について，実施機関が行政文書不存在とした説明に不合理な点はない。

よって，当審査会は，「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

〔別表１〕

【高監委第１５７号の諮問に係るもの】

一部公開

請求内容	対象行政文書	非公開情報
(１) (２)	住民監査請求「漁業協同組合への市有財産の貸付けに係る管理を怠る事実」の受付について（決裁）	住民監査請求人の職業，印影
	住民監査請求「漁業協同組合への市有財産の貸付けに係る公金の徴収および財産の管理を怠る事実」の受付について（決裁）	住民監査請求人の職業，電話番号，印影
	住民監査請求「高松市シンボルタワーオフィス支援補助金の支出差止め」の受付について（決裁）	
	住民監査請求「高松市シンボルタワーオフィス支援補助金（ソニー生命）の支出差止め」の受付について（決裁）	
	住民監査請求「高松市シンボルタワーオフィス支援補助金（四国電力）の支出差止め」の受付について（決裁）	
	住民監査請求「高松市シンボルタワーオフィス支援補助金の支出（株式会社東京アカデミー広島への支出）差止め」の受付について（決裁）	

	住民監査請求「高松市シンボルタワーオフィス支援補助金の支出（四国トラステック株式会社への支出）差止め」の受付について（決裁）	
(3)	住民監査請求「漁業協同組合への市有財産の貸付けに係る管理を怠る事実」の受理決定について（決裁）	住民監査請求人の職業，印影
	住民監査請求「漁業協同組合への市有財産の貸付けに係る管理を怠る事実」の受理に伴う監査の実施について（決裁）	
	住民監査請求「漁業協同組合への市有財産の貸付けに係る公金の徴収および財産の管理を怠る事実」の受理決定について（決裁）	住民監査請求人の職業，電話番号，印影
	住民監査請求「漁業協同組合への市有財産の貸付けに係る公金の徴収および財産の管理を怠る事実」の受理に伴う監査の実施について（決裁）	
	住民監査請求「漁業協同組合への市有財産の貸付けに係る公金の徴収および財産の管理を怠る事実」に伴う個別外部監査の請求について（決裁）	
	住民監査請求「高松市シンボルタワーオフィス支援補助金の支出差止め」の受理決定について（決裁）	住民監査請求人の職業，電話番号，印影および団体代表者の印影
	住民監査請求「高松市シンボルタワーオフィス支援補助金の支出差止め」の受理に伴う監査の実施について（決裁）	住民監査請求人の職業，電話番号，印影
	住民監査請求「高松市シンボルタワーオフィス支援補助金の支出差止め」に伴う個別外部監査の請求について（決裁）	住民監査請求人の電話番号，印影，団体代表者の印影
	「平成16年4月26日付高監委第25号文書に係る陳述について」の回答について（決裁）	住民監査請求人の電話番号，印影
	住民監査請求「高松市シンボルタワーオフィス支援補助金の支出（ソニー生命保険株式会社および四国電力株式会社への支出）差止め」の受理決定について（決裁）	住民監査請求人の職業，電話番号，印影
	住民監査請求「高松市シンボルタワーオフィス支援補助金の支出（ソニー生命保険株式会社および四国電力株式会社への支出）差止め」の受理に伴う監査の実施について（決裁）	住民監査請求人の電話番号，FAX番号，印影
	住民監査請求「高松市シンボルタワーオフィス支援補助金の支出（ソニー生命保険株式会社および四国電力株式会社への支出）差止め」に伴う個別外部監査の請求について（決裁）	
	高松市シンボルタワーオフィス支援補助金の支出差止めに関する住民監査請求に係る請求	

	人から提出された新たな証拠の取扱いについて（決裁）	
	住民監査請求「高松市シンボルタワーオフィス支援補助金の支出（株式会社東京アカデミー広島への支出）差止め」の受理決定について（決裁）	住民監査請求人の職業，電話番号，印影
	住民監査請求「高松市シンボルタワーオフィス支援補助金の支出（株式会社東京アカデミー広島への支出）差止め」の受理に伴う監査の実施について（決裁）	住民監査請求人の職業，電話番号，印影
	住民監査請求「高松市シンボルタワーオフィス支援補助金の支出（株式会社東京アカデミー広島への支出）差止め」に伴う個別外部監査の請求について（決裁）	
	住民監査請求「高松市シンボルタワーオフィス支援補助金の支出（四国トラステック株式会社への支出）差止め」の受理決定および監査の実施について（決裁）	

非公開

請求内容	対象行政文書
(3)	住民監査請求「漁業協同組合への市有財産の貸付けに係る管理を怠る事実」に対する意見等の受理について（決裁）
	住民監査請求「漁業協同組合への市有財産の貸付けに係る管理を怠る事実」に伴う請求人の陳述内容について（決裁）
	「漁業協同組合への市有財産の貸付けに係る管理を怠る事実」に関する住民監査請求により認められた事実の報告について（決裁）
	「漁業協同組合への市有財産の貸付けに係る公金の徴収および財産の管理を怠る事実」に関する住民監査請求に伴い監査により認められた事実の報告について（決裁）
	住民監査請求「高松市シンボルタワーオフィス支援補助金の支出差止め」に関する住民監査請求に対する意見等の受理について（決裁）
	「高松市シンボルタワーオフィス支援補助金の支出差止め」に関する住民監査請求に基づく監査により認められた事実の報告について（決裁）

非公開（行政文書不存在）

請求内容	
(3)	録音テープ，監査委員会議の議事録その他の議事の内容を記録した一切の文書

【高監委第173号の諮問に係るもの】

一部公開

請求内容	対象行政文書	非公開情報
(2)	住民監査請求「競輪局の食糧費に係る公金支出」の受付について（決裁）	住民監査請求人の職業，電話番号，印影 団体代表者の印影および金融機関情報
	住民監査請求「競輪局の食糧費に係る公金支出」の受理決定について（決裁）	
	住民監査請求「競輪局の食糧費に係る公金支出」の受理に伴う監査の実施について（決裁）	
	住民監査請求「競輪局の食糧費に係る公金支出」に伴う個別外部監査の請求について（決裁）	
	住民監査請求「競輪局の食糧費に係る公金支出」に関する監査結果（棄却）等について（決裁）	

非公開

請求内容	対象行政文書
(2)	住民監査請求「競輪局の食糧費に係る公金支出」に対する意見等の受理について（決裁）
	「競輪局の食糧費に係る公金支出」に関する住民監査請求により認められた事実の報告について（決裁）

非公開（行政文書不存在）

請求内容	
(2)	録音テープ，監査委員会議の議事録その他の議事の内容を記録した一切の文書

【高監委第220号の諮問に係るもの】

一部公開

請求内容	対象行政文書	非公開情報
(1)	監査請求書	住民監査請求人の職業，印影
	赤松彰前山田町長措置請求書	
	高松市長に関する措置請求（住民監査請求）3件の受理決定について	住民監査請求人の職業，印影，個人（住民監査対象者）の住所，氏名
	高松市長に関する措置請求（住民監査請求）2件の受理決定について	
(3)	住民監査請求の受理に伴う監査の実施について	住民監査請求人の職業，印影，個人（住民監査対象者）の住所，氏名
	高松市長に関する措置請求にかかる取り下げ申請書の受理決定について	住民監査請求取り下げ申請者の職業，印影

【高監委第204号の諮問に係るもの】

一部公開

請求内容	対象行政文書	非公開情報
(1)	住民監査請求「高松ケーブルテレビの市専用チャンネルの番組放送に伴う契約締結」の受理に伴う監査の実施について（決裁）	住民監査請求人の職業，電話番号，印影， 団体代表者の印影
	住民監査請求「高松漁港の大型冷蔵庫による不法占用に係る財産の管理および占用料の賦課徴収を怠る事実」の受理に伴う監査の実施について（決裁）	住民監査請求人の職業，電話番号，印影
	住民監査請求「平成17年（ネ）第261号損害賠償請求控訴事件の弁護士への訴訟行為等の委任に係る公金の支出」の受理に伴う監査の実施について（決裁）	住民監査請求人の職業，電話番号，印影
	住民監査請求「高松市議会議員の費用弁償およびその供託に係る公金支出」の受理に伴う監査の実施について（決裁）	住民監査請求人の職業，電話番号，印影
	住民監査請求「漁業協同組合に対する市有財産の貸付けに係る財産の管理を怠る事実」ほか1件の受理に伴う監査の実施について（決裁）	個人の印影，住民監査請求人の職業，電話番号，印影
	住民監査請求「漁業協同組合に対する市有財産の貸付契約締結」ほか1件の受理に伴う監査の実施について（決裁）	住民監査請求人の職業，電話番号，印影
	住民監査請求「中核市議会議長会総会に伴う随行職員に係る旅費の公金支出」の受理に伴う監査の実施について（決裁）	
	住民監査請求「市議会議員の海外行政視察に係る公金支出」の受理に伴う監査の実施について（決裁）	
	住民監査請求「医療費のお知らせの作成に係る公金支出」の受理に伴う監査の実施について（決裁）	

非公開

請求内容	対象行政文書
(2)	住民監査請求「漁業協同組合に対する市有財産の貸付けに係る財産の管理を怠る事実」ほか6件に対する意見書等の受理について（決裁）

【高監委第170号の諮問に係るもの】

一部公開

請求内容	対象行政文書	非公開情報
(1)	監査委員事務引継書	住民監査請求人の氏名，職員コードおよび年齢
(2)	請願書	個人の住所，氏名，職業，電話番号，FAX番号，印影

非公開

請求内容	対象行政文書
(1)	都市整備部定期監査事情聴取
	公営企業会計決算審査事情聴取
	一般・特別会計歳入歳出決算審査事情聴取
	例規検索システム（庁内LAN対応版）用例規データ入力・管理委託に伴う契約締結に関する住民監査請求事情聴取

非公開（行政文書不存在）

請求内容	
(1)	監査委員会議の記録

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成16年8月12日 (高監委第157号)	諮問書受理
平成16年8月31日 (高監委第173号)	
平成16年9月21日 (高監委第220号)	
平成18年8月25日 (高監委第204号)	
平成19年9月4日 (高監委第170号)	
平成19年11月1日 (高監委第170号)	実施機関からの非公開理由書受理
平成20年3月28日 (高監委第157号) (高監委第173号) (高監委第220号) (高監委第204号)	
平成20年8月19日 (高監委第173号) (高監委第220号)	
平成20年8月22日 (高監委第157号) (高監委第204号) (高監委第170号)	
平成20年9月19日	
平成20年9月19日	答申案審査
平成20年9月30日	答申